

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

鳥取県が所有し、又は使用する自動車1,329台の自動車任意保険（保険加入期間 平成18年12月12日から1年間）

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)の保険に係る保険料の総額とする。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年10月30日午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。

### (4) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

### (5) 平成18年10月24日（火）から同年12月1日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部福利厚生室

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部福利厚生室 電話0857-26-7038

### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当 電話0857-26-7433

### (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年10月24日（火）から同年10月31日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

### (4) 郵便等による入札

不可とする。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年12月1日（金）午前10時

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類（以下「事前提出物」という。）を提出しなければならない。

なお、事前提出物に関して3の契約担当部局から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### ア 提出期間及び時間

平成18年10月24日（火）から同年11月9日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### イ 提出場所

4の(1)に同じ。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(3)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(3)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した保険を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。